



産経新聞

＜第三種郵便物認可＞



スペシャリストにきく

遺産相続

「多額の財産がないので、遺産相続なんて私には関係ない」と思っている人が意外に多いようです。遺産相続をめぐる家庭裁判所で争われる件数は調停・審判合わせて平成24年で1万3886件、年々増加傾向です。そして、争われる金額は1億円以下が8割以上。特別多くない遺産でも家族間でトラブルとなるのが珍しくない。来年1月から相続税が増税されるため、トラブルの増加が予想されます。事前にきちんと準備しておくことが大切です。

—— 遺言書などを残して

財産を整理して遺言書の準備を

中村和洋法律事務所

中村和洋弁護士



中村和洋法律事務所代表。10年間検事を務めたあと、弁護士に。民事介入暴力事件や税金訴訟など幅広く活躍。

おなじいことでしょうか。そうです。民法は遺産相続について、配偶者が自分の1、子か2分の1、子が複数いるときはその2分の1を人数分で分配する、など定めているのですが、長男、次男、すでに結婚した長女など、亡くなった親との関わり方も含めてさまざま感情が入ってくるし、不動産や会社など分割しにくいものがある、もめる原因になりがちです。

大阪府内で飲食店を経営する80歳の男性が亡くなったケースでは、残された子3人が店の不動産移転登記しようとしたら、お父さん何十年前に離婚した前妻との間にが1人いて、相続権を持つ。その同意が必要となった。

でも今の家族は誰もその子がどこに住んでいるか知らず、探し出すのに苦労したことがありました。

こんな場合も、遺言書を書いておくのがいいです。費用は一般的なケースで数万円程度です。

このほか、意識ははっきりしているが、亡くなるまでに時間的な余裕がないとき、書かざるに危険な遺産、遺産の内容を秘密にしたときの「秘密証書遺言」などもあります。

相続については一定の法的な制約があります。遺留分というものがあって、誰にどんな形で渡したかも明確にしておきます。分割しやすいように財産の一定額を預貯金などで別にしておく、生命保険に入っておいて、自分の金に充てておいて、自分の会社の株については譲渡権付きな種類があるので、どんな株にするか、株主各簿も整理しておきます。

家を売り、子に相続税額を渡しました。—— 遺言書を書くときはどんな点に注意したらいいでしょうか。—— 多額の財産があるか、整理する必要があります。不動産、株、預貯金、生前贈与は、誰にどんな形で渡したかも明確にしておきます。分割しやすいように財産の一定額を預貯金などで別にしておく、生命保険に入っておいて、自分の金に充てておいて、自分の会社の株については譲渡権付きな種類があるので、どんな株にするか、株主各簿も整理しておきます。

そして、大事なのは本人の思いを書き添えておくことです。会社を継いでほしいとか、あるいは兄弟が仲良くして、母親を守るようになどです。本人の死後も家族が円満であることを願って遺言書を書くのです。